

2021年7月19日

長野地方最低賃金審議会 御中

全国一般長野地方労働組合
書記長 稲葉 育子

2021年度の長野県最低賃金改正審議に向けた意見書

長野地方最低賃金審議会委員の皆さまに敬意を表します。

私たちは、中小のサービス業で働く仲間組織されている労働組合です。中小企業などの労働者の生活向上をめざし、取り組みを行っています。本年度の最低賃金の改定審議にあたり、意見を述べさせていただきます。

現在の長野県最低賃金849円では1ヶ月15万円の収入です。税金や社会保険料が控除されると、実質的にはもっと低い収入で生活をしなければなりません。この収入では、憲法で保障されている健康で文化的な最低限度の生活を送ることはできません。病気や怪我への備え、教育費、老後など将来へ向けた貯蓄などは困難です。さらに、このコロナ禍においては、通常の支出に加えて、感染予防対策として、マスクやアルコール消毒液、アルコール除菌ウエットティッシュの購入などが必須となりその費用も少なくありません。特にシングルマザーで働いている労働者にとっては、短時間のパートとして掛け持ちをしなければ生活はままなりません。しかし、短時間のパートとして掛け持ちをしたくてもこのコロナ禍ではお店の営業時間などで時間帯も限られ、条件にあった勤務ができません。

私どもの組合の自動車学校の状況についても触れたいと思います。学科では当然窓を開け、定期的に机・椅子の消毒を行っています。自動車教習では生徒と1対1で対応し、窓を開ける、教習が終わるたびにハンドルなどの消毒をするなど対策はしています。しかし、基本的に生徒との対面教習のため、感染の不安は拭えません。

コロナ禍においては、私たち社会を支えているエッセンシャルワーカーとよばれる労働者にも大きな負担が生じています。職場での感染予防対策の徹底はもとより、家庭や日常生活での対策など、細心の注意を払い、取引先のお客様へ接するなど日々の業務にあたっています。こうした社会を支えるエッセンシャルワーカーは最低賃金ギリギリで働いていることが多く、その頑張りを認め応えていただきたいと思います。

また、長野県最低賃金と都市部の最低賃金の格差も問題だととらえています。20歳代を中心とした若者が、県内の就職先を選ばずに、賃金の高い東京・神奈川などの都市部を選んではしまう、都会の大学・専門学校に進んだ若者が長野に帰ってこないなど様々な理由には、やはり都市部との賃金の差が影響しています。このままだと、企業の採用にも影響し、今後、中小・零細企業の事業の継続や技術の継承、企業の活性化も厳しくなることは容易に想像が付きまます。

コロナ禍の影響により県内の中小・零細企業は厳しい状況におかれ、事業の維持に格段のご努力をいただいています。しかし、長引くコロナ禍の影響は、労働者の生活にも大きな負担がのしかかり、将来への不安はますます増大し、先を見とおすことができません。最低賃金の引き上げは、少しでも、労働者に希望と安心を与えるメッセージとなり、県内の消費や経済への循環へとつながっていくことだと思っています。

このコロナ禍ではありますが、このコロナ禍だからこそ、労働者の安心と県内経済への活性化につながる最低賃金引上げとして、最低1,000円を要望します。真摯なご審議をお願いいたしたく、私共からの意見といたします。